

【以善会レポート】特別編②
翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』
Ⅱ先祖および分家（一）Ⅱ

〔凡例〕

- 一、漢字は固有名詞を除き、旧字を新字に改めた。
- 一、句読点は適宜付した。
- 一、原著は大部分が原稿用紙に記されており、原稿用紙の一マス一字で記された文字は一ニフォントで、一マスに二字の場合には一〇・五フォントで記した。
- 一、割注は該当個所の（ ）内に記した。
- 一、（※）の個所は翻刻者による注記である。
- 一、著者による明らかな書き間違いなどもみられるが、改めたり注記することはせず、原著のままとした。

（※中表紙）

紀元二千六百年記念編纂

松ヶ丘山崎家略譜稿本 上

袴田鷹邨未定稿

（※貼紙）

山崎家各世代調

第一世	才兵衛君	宝曆五年五月七日歿
第二世	萬右衛門君	明和六年七月廿日歿
第三世	萬右衛門君	寛政十年七月九日歿
第四世	万右衛門旭君	文政十二年九月廿三日歿
第五世	万右衛門儀一君	天保三年十月八日歿
第六世	万右衛門君 _{五世ノ弟}	安政五年十二月隠居

第七世	万右衛門徳次郎君	明治三年四月十八日隠居
第八世	千三郎君	明治廿九年七月四日歿
第九世	淳一郎君	大正二年十二月廿日歿

松ヶ丘山崎家略家譜

目次

第一	山崎氏の種族并出自
第二	山崎氏の家紋
第三	山崎家略系
第四	山崎家の光栄
第五	山崎家代々の事蹟
第六	山崎家略年表
第七	雑載
第八	諸物価
第九	災害
第十	略年表
附録	
1	大井河疎水工事計画書
2	掛川・森間道路関係
3	掛川・森間馬車鉄道並掛川鉄道関係

第一 山崎氏の種族并出自

(※冒頭の原稿用紙十枚半の分を略す。略した個所では、全国の山崎氏を『姓氏家系大辞典』により列記している。)

日本全国に散在せる山崎氏は大体前記の通りにして出自各々異れり。然るに当山崎氏の元祖即ち総本家々祖彦左衛門は、何れの時代何れより出て、牛頭村に土着せし歟之を知るに由なきを以て、同家に就て篤と調査せしに、当主彦次郎氏の言に依れば、数代以前火災に罹り、古書古器物悉く烏有に帰し、一切分明ならされ共、古く

は酒屋を営み、其の後紺屋に転業し、三四代前迄は染物業を継続し居たりと云ふ。今日現存せる所蔵の古書中、古きは慶安元年を始め慶安 4 承應 3 明暦 3 万治 3 寛文 1 延宝 8 天和 3 貞享 4 元禄 16 宝永 7 正徳 5 享保 2 元文 5 寛保 3 延享 4 寛延 3 宝暦 1 明和 8 の各年を通して総計五、六十通の牛頭村石高免状を所蔵し、該時代累世村の庄屋を勤めたりし事疑ひを容れず。左れは土着の年代に至りては遙かに慶安以前なること明かなり。依て考証の爲め慶安元年の免状を録す。

牛頭村子之御年貢可納割付

一高式百式石六斗九升九合

五拾八石八斗三升三合

永荒川成二引

内三石壹斗五升六合

子之河成二引

式石五斗

子之河(?) 損見捨

残百三十八石式斗壹升

有高

此取米七拾八石七斗八升

可納辻

一高拾九石七斗四升壹合

新田

内六石五升

荒河成二引

残拾三石六斗九升壹合

有高

此取米五石六升六合

一高式拾三石七斗六合

大豆成新田

内七石五斗四升六合

山崩二引

残拾六石壹斗六升

有高

此取大豆四石五斗式升五合

大豆成新田

一高七石式升七合

此取大豆式石三斗壹升九合

右来ル極月十六日を限可致皆済候若於油断者急度可申付者也

慶安元年子霜月廿三日

西尾弥三左衛門

福島 武左衛門

右之村庄屋百姓中

又掛川誌稿牛頭村の條に、堀越入道か墓は庄屋彦左衛門か門前に

あり云々とありて、同書編纂の当時即ち文化年中に至る迄尚里正の現職に在りたるを証するに足る。

牛頭に於け山崎一門の人名を調査するに左の如し。

山崎たみ 当家は彦左衛門第一の分家にして、濃厚の間柄なるも、村外に転出文通なし。

山崎藤太郎 当家は彦左衛門の隠居と呼ぶ。

山崎政一

山崎春吉 朝鮮へ渡り文通なし。

山崎彦三郎 北海道に渡り文通なし。

山崎しま 村外に移転文通なし。

山崎文七 山崎たみの分家ならんと云ふ。

山崎安平

山崎定吉 山崎春吉方の分家ならん。今は他に転出、居所不明。

山崎新吉 世逃けを以て転出、居所不明。

牛頭組は総本家彦左衛門家を合して計拾壹軒なりしと云ふ。是れ旧佐野郡山口郷に於ける山崎の元祖なり。而して諏訪神社と源心庵は彦左衛門家の鬼門除の神仏なりと称し、代々神社の鍵取りをなす。

諏訪神社は東山口村に在り、遠江国風土記伝に載らずと雖も、掛川誌稿牛頭村の條に

牛頭天王・諏訪明神 牛頭天王は即牛頭村の祭る所なり。今駅路にある小祠は諏訪明神と合殿たり。駅路本所村の南にあたりて天王森あり。其傍に馬場の跡あり。天王社の旧趾と云。其東北に古河の跡あり。今は瀬も替りしか、いつのことにや其河水社地に逼りし故、今の諏訪明神のところに移せしと云。此諏訪祠は駅路に在りて日坂にも近き所なれば、自ら旅客の目にもふれ易く、事任社は此処なるへしと云説をなす者往々有り。されど此諏訪祠も古くよりこゝに在りしと云証もなく、天王祠と与に移りしものなるも知らず、もとより取に足らざるなり。さて此諏訪祠は必事任社ならんと云につきて或人説に曰、古事記に建御名方神云々、即逃

去、故進往而迫ニ到神科野国之州羽海一、將レ殺時、建御名方神曰
恐、莫レ殺レ我、除ニ此地一者、不レ行ニ他処一 中略 此葦原中国者、
随ニ天神御子之命一献とあり。建御名方神は此に随命と云一言に
よりて諏訪海に跡を垂れ玉ひしことなれば、転して事任と称せし
にやと云へり。其説所謂似て非なるものなり。事任社の考は宮村
の條に委し。又諏訪明神の祠中に、巨大の陽石あり。是はもと大
井川より出たるものと云。大井川の源信州より出つれば、後人
此石により諏訪祠を建てしものにやあらん。

鷹云 諏訪祠の存する土地には、其近傍に必ず牛頭と云ふ里ありと唱
ふる者あり。信州に於けるも即ち然りと。此の説信するに足るものな
らん歟。されは当神社は地方の口碑に拠るも、山崎家の鬼門除の神な
りと云へは、鼻祖彦左衛門氏が信州より勸請せしものにもやあらん。

次に源心庵は元と本所と伊達方の堺、今東山口小学校の位置に
在りて、草創の当時は山崎彦左衛門か鬼門除に自己の所有地に建
てたりと伝ふる私設の小堂に過ぎさりしか、寺院の設備漸く整ふ
と同時に纏て慶雲寺の末寺となりし也。嘉永安政の頃より歟、久
しく無住となり、遂に明治に入りて廃寺の処分を受けるに至る。
依て既往に属する同寺の過去帳は今慶雲寺之を保管す。掛川誌稿
に

源心庵は慶長九年檢地帳には月心庵と書けり。駅路に在りて伊
達方・本所の堺たりとある是なり。

鷹云 或人曰、山崎の姓を称する者の附近には、必ず源心庵と称する
寺あり。垂木村小山平の如き其の実例なりと。果して然りや。余之を
知らず。

始祖山崎彦左衛門家の菩提寺は伊達方村曹洞宗龍門山慶雲寺な
り。抑も慶雲寺は古老物語（一名瀬庵遺書）に

佐野郡山口慶雲寺は今川家侍伊達方八ヶ村領主伊達縫殿助屋敷
跡也

遠江国風土記伝に

伊達方昔時伊達縫殿者住。高二百五十二石壹斗七升壹合。

慶雲寺朱符之寺、田高七石、末寺九宇、曹洞宗奥野長松院末、石宙派。

鷹云 末寺九宇は、藪ヶ谷印徳寺、千羽平安寺、千羽光養院、本所（寺ヶ谷）東殊庵、牛頭源心庵、影森龍昌寺、海老名心性寺、初馬文殊寺、西方東源院にして此外海老名に佐夜山寺と云へるもありしが、早く廃寺となりて、該九宇の中に入らず。

同書又云

慶雲寺在伊達方、瀨庵日山口ノ郷慶雲寺内は伊達縫殿屋敷跡なり。

掛川誌稿に

龍門山慶雲寺（曹洞奥野長松院末）伊達縫殿古墟 今の慶雲寺の地は旧と伊達縫殿助と云人の古墟なる由山下瀨庵か古老物語に見えたり。是所謂伊達方の領主にして今川家の時の人にやあらん。天文の初には伊達氏も断絶して禅院となりしと見えて、慶雲寺の開山を順叟周孝和尚と云ふ。天文十五年九月六日を以て死す。二世文應永周和尚天正二年十一月十七日死せり。是等を以て伊達氏の興廢と慶雲寺の創立と推て知るへし。今御朱印の寺領七石の地あり。山内家城主の時、文禄三年四月一日の寄附状に曰、為御寺領屋敷一所并田地二反半令寄進之間全可有寺納候とあり。是即今の境内なり。

小笠郡史は以上の諸書を根拠として左の如く記載せり。

龍門山慶雲寺 東山口村伊達方字寺ヶ谷に在り。曹洞宗大野長松院末。本尊は釈迦牟尼如来、寺域九百六十坪（民有地）、寺格小本寺なり。寺記に云

当寺の草創は永正七年九月也。開祖は本寺長松院二世一訓の法嗣宗孝なり。時に山口郷に伊達縫殿助なる者あり（伝へ云伊達氏は今川家に臣たりと。境内裏山五輪塔の墳あり。其の墓なりと云ふ）宗孝の法話を聴き一寺建立の志を起す。因て地を此処に卜し（一説に此地原と伊達氏の邸宅なりしと云）伽藍を構營し龍門山慶雲寺と号す。乃ち伊達氏一門の香華院たり。宗孝を開山とし、伊達氏を開基とす。宗孝天文

十九年九月六日寂す。法弟永周嗣く。文禄三年四月朔日当時掛川城主
山内一豊田地を寄附せらる。其の状に曰、「為御寺領屋敷一ヶ所并田
地二反半令寄進之間全可有寺納候」と。此状今尚寺に蔵す。寛永十三
年之を幕府に請願し徳川家光より朱印地七石を附せらる。伽藍は天保
二卯年八月中回禄の災に罹り諸堂烏有に帰し、弘化四年中住職雄山再
建経営す（以下略）

因に慶雲寺は元と門前（現今田）に在りしか、当時七世の時火災に
罹りしを以て、敷地を上段に替へ再建したるに、天保二年八月再
ひ回禄の災に罹り、山門を除くの外、諸堂悉く焼失したり。今存す
る過去帳の如きは、火災後末寺の過去帳を取寄せ、謄写したるもの
なりと云。

牛頭の墓地に存する山崎氏鼻祖の墓は、文政八乙酉年第四世旭君
か建てたる墓標にして、文面左の如し。

正面 山崎氏鼻祖之墓

向テ左

焼

同彦左衛門 同源兵衛 同又 助

同太郎兵衛 同源 七 同源右衛門

香

山崎彦右衛門 同清五郎 同仁兵衛 同新 蔵

同六右衛門 同長兵衛 同佐次右衛門

敬

山崎弥左衛門 同宗五郎 同彦 作 同清兵衛

同定右衛門 同次郎八 同喜右衛門

拝

同富右衛門 同勝五郎 敬建之

背 文化九年春新脩我 曾祖定地君之

墓於我本貫牛頭村寺谷里是歳秋

建世 先祖墓於其右其事則記在

碣陰今略之而本支流属者廿有二

家尚憂宗家 鼻祖之墓堙滅而

失墓源聊輸社錢十有四年於茲今

歳八月庚未敬卜其宅兆安措

向テ右

鼻祖之墓於元村西原且葺脩前

所建 先祖世墓謹祭 尊靈両

地予感其志記其事冀永使口

葛懷家先偉徳於欽哉

文政乙酉秋八月 藤旭敬識

鷹云 当家は元来彦左衛門と称したりしも、時代に依り彦右衛門と称せし時もあり。郷民は今尚彦右衛門殿と称す。源心庵の過去帳に見るも、先亡中両様の名称を挙く。文政八年前記墓標建立の際は、当家を彦右衛門と称し、分家中に彦左衛門と称せし者ありしものゝ如し。之れ同年以前に於て本家彦左衛門家産を嗣子彦右衛門に譲りて隠居し、不相替彦左衛門と称し、本家の当主は彦右衛門の名を以て家政に当りたるものと認む。記して後考に備ふ。

次に寺ヶ谷山崎弥左衛門家が、何れの時代に牛頭村彦左衛門家より分家したるか、古老の伝へを聞くに、最初伊達方村大頭龍華表脇即ち国道筋南側に居を定め、後現今の寺ヶ谷三百五拾番地に移転したりと云ふも、総本家彦左衛門家は勿論、当家にも何等拠るべき文書なし。当主卯平氏の言に、口碑並に文献なく一切不明なりと称す。先代六治郎氏在世の当時、同人は分家の三十一代なりと自称したりと云ふと雖も、是亦何に由りて之を口にせし歟、其の拠る所を知る者なし。殊に宅後の墓石は悉く磨滅して文字明らかならされは、其の諱を知るに由なし。源心庵及慶雲寺の過去帳を繙くに、源心庵は其の創立余り古からさるのみならず、其の後廢寺となり、慶雲寺は再度回祿の厄に罹り、二百年以前の事は詳かならされば、争でか其の根本を知るを得んや。然れ共今慶雲寺に存する源心庵の過去帳を仔細に検すれば、弥左衛門家の最も古き法名には、相当古きを載せたりと雖も、月心庵か源心庵と改称せし歴史さえも知ること能はず。従て弥左衛門家の祖先を知るに足らざるは遺憾と云ふべき也。乍併弥左衛門家か寺ヶ谷に転居後最も旺盛なりし時代は田地高八十石

を所有し、長屋門を備へ（今尚門扉を保存す）たりと云へは、其の盛なりし事知るべきのみ。

其の後寺ヶ谷に繁殖せし山崎氏は、松ヶ丘家第四世旭君の識されたる牛頭の墓標と、同支流山崎佐市氏か、幼少の頃八十歳以上に達せし老婆より聞きし記憶とを総合すれば、悉く弥左衛門家の支流にして、干茲其の名を列举すれば

掛川宿 山崎才兵衛

別の略系あるに依り略す

寺ヶ谷 山崎清五郎

当家は弥左衛門家の隠居と称し、当主は九代目善次郎と云。即七代清五郎八代庄作九代善次郎なり。

同 山崎六右衛門

初代以後不明 最近菊蔵―徳平―嘉六（当主）―甚平

同 山崎喜右衛門

最近喜右衛門―喜左衛門―伊八―濱吉 後絶家

同 山崎太郎兵衛

最近某―太郎八（冨田より入贅）―長男太平治（死亡）二男六平（兄ノ遺妻ト結婚焼津ニ現住ス）

同 山崎庄次郎

庄次郎（鴨方より入贅日清役に戦死）―万次郎―登（静岡に現住す）

同 山崎弥平

初代弥平―二代庄三郎―三代弥作（初代弥平は本家庄助の子、弥左衛門の弟なり）

其の後前記々載の六右衛門家より分かれたるもの

寺ヶ谷 山崎勝五郎

勝五郎―與市―繁次郎―娘贅名不詳（目下奉天に住す）

同 山崎源右衛門 後に家絶ゆ

山崎喜右衛門家より分家したるもの

寺ヶ谷 山崎佐次右衛門

五代某―六代吉（蔵カ平カ）―七代佐吉―八代佐次郎―
九代佐市―十代佐門

同 山崎清兵衛

当主は八九代目也。最近造弥造―治平―治太郎―治作―
―眞作（当主）

日坂 山崎新一

当主は四五代目也

宮村 山崎伊右衛門

山崎新一の家祖と兄弟にて伊右衛門が弟ならん―伊右衛門
―繁右衛門―伊右衛門（通称左次郎下俣袴田家より入贅）―
―房吉（太池田邊家より入贅）

山崎太郎兵衛より分家したるもの

伊達方 山崎太五右衛門 家絶ゆ

同 山崎浅吉

当主浅吉九州に赴く

山崎太五右衛門より分かれたるもの

伊達方 山崎安三郎

初代安三郎―二代清一（当主）

塩井磧 山崎大江茂

当家は海老名の庄屋を勤む。大江茂―伊奈（吉カ蔵カ）
―甚蔵―新一

伊達方 山崎又助

世代不明。又助―半治郎―巳之助（静岡ニ転居）

大要前記の如し。而して山崎佐市氏は歌人石川依平家も、元と弥
左衛門家の分家なりしか、依平か郡山侯に見出されしより、姓を石
川に替へたりと云へり。然れ共東山口村に於て編纂の歌人石川依平
の記事に拠れば、三代石川惣太夫が山崎弥左衛門の男にして石川家
に養子し、爾藤原姓山崎を唱へ居りしも、五代惣太夫は弥左衛門家
と不仲となりし為め原との石川に復したりと云へり。左れば石川か
本姓にして、山崎の分家にあらざること明らかなり。

因に石川家は初代二代不明

三代 石川惣太夫 山崎弥左衛門の子、延宝六年九月朔日歿。

四代 惣太夫

五代 惣太夫政成 貞享四年生、姓を石川に復す。安永元年八十六歳歿。

六代 惣太夫政隆 享保十四年生、安永四年四十七歳歿。

七代 惣太夫重高 宝暦十年生、天保八年四月十日歿、七十八歳。

八代 依平 寛政三年正月元日生。

右の如し。依平か大和国郡山松平甲斐守保光侯に見出されたるは、寛政九年九月同侯参府の折にして、依平七歳の時の事なりき。惟ふに三代惣太夫は、二代にして絶家したる石川家を再興せしものならん。

説明 大和国郡山城主（柳澤）保光は信鴻の子、幼名安信。甲斐守と称し堯山と号す。安永八年従四位下に叙せらる。和歌を冷泉家に学ぶ。文化十四年歿す。年六十五。

抑も我國民宗教上の心理状態は、祖先か一たひ菩提寺又は墓所を定むる時は子孫は勿論其の分派分脈は何れも自己の住所の変更すると否とに拘はらず、本家の宗門を履んで菩提寺墓所を同一の所と為さんとするは、何人と雖も同一心情なれば、従て弥左衛門家と雖も、総本家彦右衛門家の宗門を尊重し、慶雲寺の且越となりて其の取次を源心庵に委ねたり。但墓地は墓参の便否を顧慮して宅後の山中寺ヶ谷三百四十九番ノ二に墓地を設け、同家の支派清五郎、六右衛門、弥平、勝五郎の四戸も亦同境域に定めたり。同所に建ある立戒定地君の碑は、文化九年松ヶ丘家に於て第四代旭君か新脩したり。碑陰左の如し。

宝暦五年三月廿六日

新脩山崎才兵衛法名立戒定地居士

配小澤氏 法名鈞無乘竿大姉 合葬

寶曆三年八月廿九日

山崎定地君碣陰記

掛川山崎氏。祖孫三世為二里右族一。曾祖定地君者。元文初。自二本郡牛頭村一來遷。以二儉勤一起一。家。為レ人慈愍。時人目曰二佛子一云。配小澤氏。先レ君三年歿。君反葬二之牛頭旧塋一。謂二其子一曰。吾死則亦然。乃葬焉。今殆五紀。抔土漸夷。片石之標レ墓者將レ泐焉。曾孫旭乃脩而新レ之。先レ是。訪二求族人於其地一。村野陋無二譜牒一。推レ宗引レ支。茅彙而出者。廿又二家。大氏素業漸微。衰頽相因。旭乃嘆曰。嗚呼。維其初孰。非二一人之身一。而顛連之至レ是。吾祖而在。寧忍而視レ之。為割二百金之資一。買レ田屬二之宗人彥等一。歲量二其所レ入一。支レ米有レ差。將下伝二之永遠一以寓中義田之意上。行レ之五年。族人皆感且言曰。莫二以為一レ報也。於レ是争來執レ役。又皆曰。美哉碣。盍レ書二其事一。將レ使四吾後知三是恩出二於儉勤慈愍者之後一。冀其有二感而起者一耶。乃來謀レ書。余曰修レ墓非レ古也。而夫子不レ禁焉何也。不レ修則廢。廢則埋。埋則子孫忘二其所レ自。而敦レ本之意衰矣。古有二百世不レ遷之宗一。太宗是也。有二五世一則遷二之宗一。小宗是也。礼小宗執二事太宗之廟一。而使三宗支俱來役二於族人墓下一。非レ古也。然而有二收族義一焉。有二睦族道一焉。事固有下非レ古而得二礼之意一者上。此類是也。今之天下。自二王侯一下至二列士大夫一。其生日繁。其服屬漸降。其親者疏。而疏者遂視如二塗人一。雖二則理勢之所レ致。豈亦聖人之意哉。子則不レ然。不下独収二其疏者一而睦上レ之。又訪下夫視如二塗人一者上而収レ之。恤二之無窮之遠一。得失之數。相去果何如也。使下世之有二勢位一者能少存中是意上。澆薄之俗。可三漸使二之醇一。林々之衆。庶二幾其得レ所哉。嗟夫。予有レ志二於斯俗一。而力不レ能レ變者。於二是事一也特樂レ道焉。旭字晨園。克似二其祖一。又有二文行一。視二其所レ為。而其人可レ知也

文化九年春正月

掛川教授益城松崎復記

齋田茂先書

当山崎家の家祖才兵衛君は、寺ヶ谷山崎弥左衛門氏の男にして、始め伊達方（現今東山口村役場所在地）に分家して、油商を営み、勤儉力行産を治め、家運日に盛なりしか、自己の大成を期せんには、居を繁華の地に占むるに如かずとなし、元文の初め意を決して、城下町なる掛川西町に移り来りしなり。爾来家運日に月に盛にして、基礎愈々固く、遂に同地の富豪西亀を凌ぐに至りしなり（以下事蹟参照）。

第四世万右衛門君に妹あり、之を十王町に分家せしむ。此人寛政十二年四月九日歿、天質祐然大姉と諡し、十王分家の祖となす。當時松ヶ丘にては妻女の実家藤枝町小島氏方より甥に当る源助君を曩に番頭に任用し居けるか、極めて実直にして人格高尚の人物なりければ、之を十王分家の相続人となし、同家の二世となす。

第六世万右衛門君（第四世の四男）、才右衛門（幼名才助）君を南西郷村久保山田側に分家して醬油屋を営ましめしか、嘉永年中本家か十王北裏に新築移転するに及んで、才右衛門君は西町本家の旧址に移来れる也。（以下略系に在れば爰に略す）

第七世万右衛門君は、安政五年十二月相続せしか、家政を執ること僅かに十三年にして家督を弟千三郎君に譲りて隠居し、明治十七年頃邸北江戸町（今城西と呼ぶ）に隠宅を造営して是に移り、専ら近隣の児女を集めて和漢学及習字の指導を為すを樂みとなす。同君の長子覚次郎君か明治二十二年七月帝国大学法科大学を卒業するや、同年九月万右衛門君上京して日本橋区濱町二丁目に寓居し、続く明治二十三年五月妻女こう子も上京し、同年九月共に本郷区千駄木町の敬業館（館は戸川深見氏と共同管理の家塾にして親戚知人の子弟を預かりて監督指導を為す組織也）の二階に移りしも、明治二十四年二月覚次郎君は独逸へ留学し、駐まること四年九ヶ月、明治二十八年十一月帰朝して始めて敬業館に親子同居す。

明治三十三年十月不凶万右衛門君歿するや、小石川区指ヶ谷町に

一家を新築して母子共に是に移りしも、明治四十二年二月母堂こう子歿するや、覚次郎君は大正二年一月同区原町に移転して爾来今日に及ふ。而して覚次郎君は早く既に明治三十年四月松ヶ岡の籍を去り、南西郷八拾七番地に分家の手續を了せり。

掛川に於ける山崎家は本家松ヶ丘と前記に掲けたる三分家を併せて四家にして何れも錚々たるもの、翠弥濃き松ヶ岡の一門として今に郷土を風靡しつつあるなり。

松ヶ丘一門の菩提寺は矢張り伊達方慶雲寺なれとも、墓地は遠隔の地墓参其の他の不便尠からざる為め、第二世以後南西郷徳雲寺境内に墓地を定め、従て十王分家も共に爰に納むる事とせり。

大正八年四月に至り従来の徳雲寺墓地（西北隅）狭隘なるを以て之を取広めんとせしに、曩に徳雲寺へ祠堂金参千円を喜捨せし功を以て同寺東南隅に約百式拾坪の地を与へられたるに依り、工費約五百金を費して山崎家の墓所を定め茲に改葬したりしか、昭和十八年五月に至り一家の墓地としては比較的広大なるに、他家は新霊埋骨の余地あらざるに鑑み、自発的に約二分の一に近き坪数を割て之を徳雲寺に返還し他に推譲する事とせり。

以上の外各代々の事績は次章に録する事とせり。

（続）